

令和8年度

第1・3水源接合井流量計更新工事

特記仕様書

令和8年 7月

網走市水道部

第1章 総 則

1. 適用範囲

本仕様書は「第1・3 水源接合井流量計更新工事」に摘要する。

請負者は設計図、本仕様書に明記なきものは係員の承認を得るものとし、誠意をもって機器の設計・製作・運搬・据付・試験及び調整に当たるものとする。

これらの機器は、性能・強度・耐久性に関し、相互間の協調がとれ完全に一体となり、円滑に運転できるよう施設されなければならない。

2. 一般事項

(1) 本仕様に特に定めていない事項については監督員と打合せによるものとする。

(2) 請負者は、工事施工にあたり下記の諸法規を遵守しなければならない。

- 1) 労働基準法
- 2) 労働安全衛生法
- 3) 建設業法
- 4) 公害対策基本法
- 5) 水質汚濁防止法
- 6) 大気汚染防止法
- 7) 悪臭防止法
- 8) 下水道法
- 9) 電気事業法
- 10) 道路交通法
- 11) 騒音規則法
- 12) その他関係法令、条例

(3) 請負者は、工事施工にあたり下記の諸法規に準拠しなければいけない。

- 1) 日本工業規格（JIS）
- 2) 日本水道協会規格（JWWA）
- 3) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 4) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）

5) その他関連の規格

(4) 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。

3. 提出書類

請負人は、下記の書類・図書及び係員が指示する書類・図面を提出しなければならない。(※電子成果品 1部作成)

- 1) 工事工程表
- 2) 現場代理人等通知書
- 3) 緊急連絡先通知書
- 4) 下請者承認申請書
- 5) 施工設計図の承認申請書
- 6) 機器設計製作図書の承認申請書
- 7) 検査試験成績表
- 8) 工事完了図書
- 9) 工事記録写真
- 10) その他必要な書類・図面

4. 試験及び検査

本工事において、試験及び検査に要する費用は請負人の負担を原則とし下記の内容にて実施する。

- 1) 保証期間内に明らかに請負者の設計・製作・施工の不備に起因する故障が生じた場合は、請負者の責任において係員の指示により直ちに修理又は、取替をしなければならない。

第2章 第1・3水源接合并流量計更新工事

1. 設備概要

本工事は電磁流量計を超音波流量計に更新する。

なお、電磁流量計発信器は撤去できないので、そのまま短管として使用するが、同変換器及びケーブルについては撤去する。

新たに超音波流量計変換器収納盤を設置し、同盤内に変換器取付する。

2. 主要機器仕様

(1) 超音波流量計

型 式	超音波流量計
流体温度	0～40℃
測定管材質	ダクタイル鋳鉄
測定管口径	φ 400
測定範囲	0～900m ³ /h
総合精度	±1.5%以上
電 源	AC100V
出力信号	DC4～20mA
付 属	専用同軸ケーブル 20m
員 数	1台

(2) 超音波流量計収納盤

型 式	屋外壁掛型
寸 法	500W×600H×300D
材 質	SUS 塗装
構 成	MCCB、スペースヒータ、サーモスイッチ、コンセント、その他必要なもの
員 数	1面

(3) 監視装置動作確認

既設のテレメータ装置に配線接続を行い、データが正常に桂町浄水場に伝送しているか確認を行う。

第3章 第2水源伝送装置盤更新工事

1. 設備概要

本工事は老朽化した伝送装置盤の更新を行う。
現在の伝送機器は再使用し、移設するものとする。

2. 主要機器仕様

(1) 伝送装置盤

型 式：屋外壁掛型
寸 法：500W×800H×300D
材 質：SUS 塗装
構 成：M C C B、C P、スペースヒータ、サーモスイッチ、
コンセント、その他必要なもの
移設機器スペース
・ O N U
・ ルーター
・ P L C
・ ディストリビュータ
・ P O E カメラ電源ユニット
員 数：1 面

第4章 据付配管工事

1. 電気工事

電線管の撤去・敷設
電源及び制御ケーブルの撤去・布設
超音波流量計発信器の取付
超音波流量計の専用同軸ケーブルの布設・結線。
必要に応じ、簡易盤改造も行う事とする。

2. 試運転調整

- ①超音波流量計の単体試験調整
- ②各盤の単体試験調整
- ③総合試運転調整
- ④その他監督員の指示による